

第5節 保険会社に対する金融検査

I 生命保険会社に対する金融検査（資料 19-1-8 参照）

1. マニュアルを適用した検査

保険会社に対する検査において、検査官が用いる手引書として、平成 12 年 6 月 20 日に通達「保険会社に係る検査マニュアルについて」（金検第 121 号。以下、「保険検査マニュアル」という。）を発出した。当該保険検査マニュアルは、保険会社を対象とした、平成 12 年 7 月 1 日以降を検査実施日とする検査について適用したところである。ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、平成 12 年 7 月 1 日以降に行われる決算処理に係る検査について適用している。

2. 検査実施状況の概要

平成 12 検査事務年度においては、近年における保険会社を取り巻く環境の大きな変化、金融取引の著しい高度化、国際化を踏まえ、保険検査マニュアルに基づき、保険会社における自己責任原則の徹底を前提に、資産内容の健全性、ルール遵守状況、リスク管理状況等について、的確な実態把握に努めてきているところである。

平成 13 年 5 月 31 日現在で、5 社に対して検査に着手し、そのうち 2 社に対して検査結果を通知している。なお、検査に当たっては、1 社当たり平均して 18.5 日間の立入日数で、7.3 人を投入している。

また、平成 10、11 検査事務年度において、大手生命保険会社を中心に 19 社に対し財務の健全性について集中検査を実施したところである。その結果については、平成 12 年 9 月 21 日付で「生命保険会社に対する検査結果について」を公表している。（資料 19-5-1 参照）

3. 検査結果の概要

平成 12 検査事務年度において実施した検査における主な指摘事例は以下のとおりである。

（1）法令等遵守態勢

- ① 取締役会の法令遵守に対する認識が不十分であり、業務拡大を優先させ、法令遵守に対する取組が不十分なものとなっている。
- ② 募集管理態勢について、教育研修が不十分となっていることなどから、営業職員等の不祥事件が発生している。

（2）リスク管理態勢

- ① 信用リスクについて、償却・引当に関するマニュアルが未策定で社内教育研修も不十分なものとなっている。
- ② システムリスクについて、セキュリティポリシー、コンテンツエンシープランが未策定である。

(3) 内部監査・外部監査等

- ① 内部監査について、業務に精通した要員が十分に確保されていないことや、業務全般を網羅した検査が実施されていない。
- ② 内部監査等により把握された問題点について長期間改善されていないなど、フォローアップが不十分である。

II 損害保険会社に対する金融検査（資料 19-1-8 参照）

1. 検査実施状況の概要

損害保険会社についても、生命保険会社と同様、平成 12 年 6 月に発出された「保険検査マニュアル」を適用し、資産内容の健全性、ルール遵守状況、リスク管理状況等について、的確な実態把握に努めてきているところである。

平成 13 年 5 月 31 日現在で、7 社に対して検査に着手し、そのうち 4 社に対して検査結果を通知している。なお、検査に当たっては、1 社当たり平均して 23.7 日間の立入日数で、10.2 人を投入している。

2. 検査結果の概要

検査において指摘した主な事例は以下のとおりである。

(1) 法令等遵守態勢

- ① 法令遵守に関する教育・指導等が不十分であることや、業績を優先したことから、不適切な契約が認められる。
- ② 団体契約等について、チェックが不十分なことから、適格性の欠ける団体が混入しているものが認められる。

(2) リスク管理態勢

- ① 保険証券等の非直送扱いについて十分なチェック体制となっていないなど、不適正契約を防止するための管理態勢が不十分である。
- ② 自己査定態勢については、独立した資産査定部署がないなど、十分な牽制機能が発揮されていない。

(3) 内部監査・外部監査等

- ① 内部監査について、営業店の現物管理・事務管理状況等の監査を行うにとどまっており、リスク管理の観点からの監査は行われていない。
- ② 指摘事項について、発生原因の十分な検討・分析が行われていないことや原因分析のフィードバックが不十分なことから、同様の指摘が繰り返し行われている。